

60歳～64歳の接種対象者基準 (心臓・じん臓・呼吸器・免疫の機能障がい1級)

60歳以上65歳未満の者で、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいがある者の障害の程度は、次のいずれかに該当するものであること。

なお、これらに該当することについては、医師の診断書又は身体障害者手帳の写しなど、接種対象者であることの認定に必要と思われる資料の提出を求められたいこと。（予防接種法施行令第1条、施行規則第2条の2関係）

1 心臓機能障がい

- (1) 次のいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己身の日常生活活動でも心不全症状、狭心症症状又は繰り返すアダムスストークス発作が起こるもの
 - ① 胸部エックス線所見で心胸比0.60以上のもの
 - ② 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの
 - ③ 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - ④ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - ⑤ 心電図で第2度以上の不完全房室ブロック所見があるもの
 - ⑥ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が10以上のもの
 - ⑦ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの
 - ⑧ 心電図で第Ⅰ誘導、第Ⅱ誘導及び胸部誘導（ただしV1を除く。）のいずれかのTが逆転した所見があるもの
- (2) ペースメーカを植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、先天性疾患によりペースメーカを植え込んだもの又は人工弁移植、弁置換を行ったもの
- (3) 体内植え込み型除細動器（以下「除細動器」という。）を植え込み、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの又は先天性疾患により除細動器を植え込んだもの
- (4) 心臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中であるもの

2 じん臓機能障がい

- (1) じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は極めて近い将来に血液浄化を目的とした治療が必要となるもの
- (2) 血液浄化を目的とした治療をすでに行っているもの
- (3) じん臓移植後、抗免疫療法を必要とする期間中であるもの

3 呼吸器機能障がい

予測肺活量1秒率、動脈血ガス及び医師の臨床所見により、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため予測肺活量1秒率の測定ができないもの、予測肺活量1秒率が20以下のもの又は動脈血O₂分圧が50Torr以下のもの。予測肺活量一秒率とは、1秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長で正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

4 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい

ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) CD4陽性Tリンパ球数が200/ μ l以下で、次の項目（①～⑫）のうち6項目以上が認められるもの。
 - ① 白血球数について3,000/ μ l未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - ② Hb量について男性12g/dl未満、女性11g/dl未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - ③ 血小板数について10万/ μ l未満の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - ④ ヒト免疫不全ウイルス-RNA量について5,000コピー/ml以上の状態が4週以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
 - ⑤ 一日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある
 - ⑥ 健常時に比し10%以上の体重減少がある
 - ⑦ 月に7日以上の上の発熱（38℃以上）が二か月以上続く
 - ⑧ 一日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある
 - ⑨ 一日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある
 - ⑩ 口腔内カンジタ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、帯状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
 - ⑪ 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
 - ⑫ 軽作業を越える作業の回避が必要である
- (2) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。